

	署等	物件番号	数量(m <sup>3</sup> )	樹種	材種	長級(m)	備考
1	福島 森林管理署	1-01	国 3,595	スギ、ヒノキ、アカマツ	一般材外	2.0~4.0	曲がり含む
		1-02	国 6,275	低質材N、L、アカマツ	低質材	2.0	
		1-03	国 4,130	低質材N、L、アカマツ	低質材	2.0	
2	福島森林管理署 白河支署	1-04	国 14,500	スギ、ヒノキ	一般材	2.0~4.0	
		1-05	国 14,000	低質材N、L、アカマツ	低質材	2.0	
3	棚倉 森林管理署	1-06	国 23,210	スギ、ヒノキ	一般材外	2.0~4.0	
		1-07	国 18,340	低質材N、L、アカマツ	低質材	2.0	
			民(真名畑林業有限会社) 2,000	低質材N、L	低質材	2.0	
			民(有限会社スズキ木材) 500	低質材N	低質材	2.0	
			民(有限会社陣野林業) 1,800	低質材N、L	低質材	2.0	
			民(有限会社ウッド福生) 300	低質材N	低質材	2.0	
			民(有限会社田部林業) 200	低質材N	低質材	2.0	
民(有限会社本郷林業) 1,000	低質材N	低質材	2.0				
4	会津森林管理署 南会津支署	1-08	国 1,000	スギ、カラマツ	一般材外	2.0、4.0	
		1-09	国 1,900	低質材N、L	低質材	2.0	層積検知
5	塩那 森林管理署	1-10	国 6,440	スギ、ヒノキ	短尺材	2.0	別添価格明細に注意事項記載あり
		1-11	国 8,060	スギ、ヒノキ	一般材	3.0~4.0	別添価格明細に注意事項記載あり
		1-12	国 15,510	低質材N、L	低質材	2.0	層積検知
5	日光 森林管理署	1-13	国 5,000	スギ、ヒノキ	一般材外	2.0~4.0	曲がり含む
		1-14	国 3,000	カラマツ	一般材	2.0、4.0	
		1-15	国 4,600	低質材N、L	低質材	2.0	層積検知
		1-16	国 4,600	低質材N、L	低質材	2.0	層積検知
6	群馬 森林管理署	1-17	国 4,000	スギ	一般材外	2.0~4.0	短尺材、小径材、一般材(曲)(越材含む)
		1-18	国 4,500	低質材N	低質材	2.0~3.0	層積検知(越材含む)
7	利根沼田 森林管理署	1-19	国 5,380	スギ、ヒノキ	一般材外	2.0~4.0	
		1-20	国 670	スギ、ヒノキ	一般材	3.0、4.0	一般材(小径材)
		1-21	国 2,230	カラマツ	一般材	2.0、4.0	
		1-22	国 12,520	低質材N	低質材	2.0~4.0	
9	下越 森林管理署	1-23	国 2,500	スギ	一般材外	2.0~4.0	
		1-24	国 2,700	低質材N、L	低質材	2.0	層積検知
10	下越森林管理署 村上支署	1-25	国 1,500	スギ	一般材外	2.0~4.0	
		1-26	国 1,000	スギ	一般材外	2.0、4.0	短尺材、一般材(曲)
		1-27	国 3,000	低質材N	低質材	2.0	層積検知
11	中越 森林管理署	1-28	国 850	スギ	一般材外	2.0~4.0	曲がり含む
			民(湯沢町) 240	スギ	一般材	4.0	一般材(B材)
		1-29	国 850	低質材N	低質材	2.0、4.0	層積検知、越材150m <sup>3</sup> 含む
12	茨城 森林管理署	1-30	国 7,730	スギ、ヒノキ	一般材	3.0~4.0	
		1-31	国 12,350	スギ、ヒノキ	一般材	3.0~4.0	
		1-32	国 12,810	スギ、ヒノキ	短尺材	2.0	
		1-33	国 5,970	低質材N	低質材	2.0	
		1-34	国 21,630	低質材N	低質材	2.0	
13	伊豆森林管理署	1-35	国 1,900	スギ、ヒノキ、低質材N	一般材外	2.0~4.0	曲がり含む
14	静岡 森林管理署	1-36	国 2,200	スギ、ヒノキ	一般材外	2.0~4.0	曲がり含む
		1-37	国 6,000	低質材N	低質材	2.0~4.0	層積検知
15	天童森林管理署	1-38	国 2,700	低質材N、L	低質材	2.0~4.0	層積検知、林道の運搬は10t車以下
計	総材積	m <sup>3</sup>	255,650				

第1次募集数量 国有林材 : 249,150 m<sup>3</sup>  
民有林材 : 6,500 m<sup>3</sup>

(注1) 物件の明細は、別添1の「2 購入希望価格明細」に記載しています。

(注2) 公募物件は全て、「間伐材等由来の木質バイオマス」となります。

(注3) 数量(m<sup>3</sup>)欄の朱書きについては、民有林所有者等からの民有林材となります。